

道路反射鏡補修委託業務仕様書

道路反射鏡補修委託業務は、この仕様書により実施するものとするが、この仕様書に示されていない事項で軽微な業務についても発注者の指示により実施するものとする。

- (1) 発注者が受注者に委託する業務の内容は、市道交通の機能と安全を維持するための交通安全施設（道路反射鏡）の機能維持他、市係員の指示するすべての作業とする。
- (2) 作業実施については、受注者は指示に従うものとし、作業中の事故等については、受注者の責任とする。
- (3) 道路反射鏡補修工事における付近住民の苦情等の処理については、受注者の責任とする。
- (4) 業務遂行に伴い発生する建設発生土砂及び建設廃棄物等の処分については受注者が責任を持って処分するものとする。
- (5) 受注者は、前記条項を誠実に履行するため、常時監督者を作業現場に派遣し、監督を行うとともに、作業日程計画等十分把握して円滑な作業の遂行にあたるものとする。
- (6) 前記条項の監督者は市係員からの連絡を常に取れるようにし、指示を受けること。また、その結果を市係員に報告すること。
- (7) 作業状況等の報告は市係員に十分行うとともに作業記録を記入し完了写真と共に提出すること。
- (8) 貸与品は、市係員と受注者の立会いのもとに検査して引き渡すものとし、受注者は引き渡しを受けたときは遅滞なく発注者の指示する職員に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- (9) 使用機械は日常整備点検を実施すると同時に、常に善良な使用管理を行うこと。
- (10) 受注者の故意又は過失によって貸与品が滅失し、若しくは、き損し、又はその返還が不可能になったとき受注者は、発注者の指定した期間内に代品を納め、現状に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。
- (11) 受注者は、工作物の補修完成から1年保証するものとする。
- (12) 疑義の質問について
入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。
なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

道路反射鏡補修委託業務特記仕様書

1. 道路反射鏡は、交通事故を未然に防ぐ施設であり緊急を要するために、発注者が現場調査を行わず依頼することもあるが、発注日を含め3日以内に対応すること。
また、3日以内に対応するため受注者は下記に示す材料を原則的に常に保有するものとする。なお、撤去等特に緊急を要するときは、即日施工の依頼をする。

(保有する材料)

- 1) 丸型1面鏡 : 10基
- 2) 角型2面鏡 : 10基
- 3) 直柱 : 5基
- 4) 曲柱 : 5基

2. 受注者は、現場の状況をよく把握し補修するものとする。過不足な補修の場合、再補修の指示をする。

3. 本件委託契約は令和7年度予算の範囲内で執行するものとする。

4. 受注者は、補修完成の旨を隨時報告すること。

5. ステッカーは、設計図書に基づき貼り付けするものとする。

6. 曲柱において、市仕様タイプは、設計図書による形状寸法とする。

7. 注意板は、設計図書による形状寸法とし、取付高は、G. Lより下端まで1.8mを基準とする。支柱が県仕様タイプの曲柱逆使いの場合においては、この限りではない。

8. 削孔においては、コアボーリングマシンを使用するものとする。
現場により使用しがたい場合は、監督員の指示に従うものとする。

9. 鏡面取付高は、G. Lより2.5m以上とし、損傷等しないよう取付位置及び高さを十分検討のうえ取付にあたること。

10. 支柱下部に紫外線硬化シートを施すこと。

11. 支柱の仕様は、静電粉体塗装・下地亜鉛めっきとする。

12. 電柱添架金具は、(県警用・2点留 3BD-HD-23)とする。

13. 道路反射鏡設置位置については、監督員の指示に従うものとする。

14. 受注者は、請け負った委託業務を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

ここに、「如何なる方法をもってするを問わず」とは、契約を分割したり、他人名

義を用いるなどのことが行われていても、その実態が、一括請負に該当するものは、一切禁止すること。

なお、「一括して他人に請け負わせてはならない」の「他人」とは、発注者と請負人以外の全てのものをさす。

1 5. 事故等により道路反射鏡が破損した場合、昼夜（休日含む）にかかわらず連絡がとれる体制を維持し、至急補修すること。

1 6. 本工事は、交通安全対策特別交付金による事業のため、工事が完成し、市検査完了後でも、県検査及び会計検査があるため、その時点において手直しを命じられた場合は、受注者は、無償にて直ちに復旧するものとする。

1 7. 本工事の施工にあたっては、地元関係者と協議を密にし、相互に協力しなければならない。

1 8. 使用材料については、品質証明・見本又は、試験結果等により監督員の検査又は承諾を受けたものを使用しなければならない。

1 9. 工事期間中に発生した問題等については、受注者において責任をもって処理しなければならない。

2 0. その他、工事期間中に発生した問題については、監督員とすみやかに協議しなければならない。

2 1. 完成書類は1箇月ごとに提出するものとし、翌月の上旬に市監督員に提出のこと。
提出書類は下記のとおりとする。

・完成

写真、出来形図面（必要に応じて）、数量計算書、処分伝票、マニフェスト
・請求書、請求内訳書

2 2. 工事記録写真は、次に基づいて行わなければならない。

① 写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準

（土木工事請負必携 和歌山県）

② 土木工事写真の手引き

（全国建設技術協会 全国土木施工管理技術協会）

* 必要に応じて、施工途中においても提出を求める場合があるため、受注者は、速やかに提出出来るよう常に整理しておくこと。

2 3. 再生資材の使用について受注者は、材料を調達する場合、再生資源利用促進の観点から、可能な範囲で建設副産物等から再生された材料を使用することに努めなければならない。

2 4. 使用機械について受注者は、主要土工3機種（バックホー等）の建設機械に排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。また、本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要があり、受注者は、普及台数の

多い建設機械 5 機種（発動発電機・空気圧縮機等）については、低騒音型・低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

25. 再生資源利用計画書について受注者は、業務委託契約締結後 15 日以内に同書類を作成し、監督員に提出して承諾を受けなければならない。また、受注者は、再生資源利用計画の実施状況を記録し、その実施記録（実施書）を作成し、監督員に提出し承諾を受けなければならない。同書類の様式については、建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行する再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を使用するものとし、プリントアウトしたものと電子データの両方提出すること。提出部数は、3 部とし、2 部を監督員に提出し、1 部は、受注者が工事完成後 1 年間保管しなければならない。

26. 建設発生土の処理について受注者は、処分地を積算上で想定した処分地と異なる処分地に変更する場合、施工計画書等に記載するとともに、監督員の承諾を受けてから搬出すること。また、処分地で発行された受入伝票については、工事完成検査時の成果品として整理しておくこと。

建設発生土の運搬について受注者は、運搬車の土砂のこぼれ飛散を防止するシート被覆等の装備を施すとともに、積載量を超過してはならない。

27. 産業廃棄物（コンクリート殻・アスファルト殻）の処理について受注者は、工事箇所から 40 km 以内の許可を受けた中間処理業者（再資源化施設）に搬入すること。また、工事着手前に建設廃棄物の処理方法を記載した「建設産業廃棄物処理計画書」を施工計画書に記入し、監督員の承諾を得なければならない。

受注者は、建設廃棄物の処分については、受注者と処分業者及び受注者と収集運搬業者の 2 社契約書の写し、運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業許可書の写し、処分業者の営業許可書の写し等を監督員に提出しなければならない。

28. 安全管理について受注者は、土木工事請負必携に記載されている基準及び指針のほか、本仕様書に基づいて行わなければならない。また、工事期間中は有能な交通誘導員を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、工事地域内全般の監視・連絡を行わせ安全確保に努めること。受注者は、道路管理者・所轄警察署及び地元住民等関係者と交通誘導員の配置等について十分に協議し、その指示に従うこと。

なお、交通誘導員の出面がわかる日報、伝票等を整理しておくこと。

受注者は、休日・祝祭日等の作業について原則として交通規制を行わないこと。

受注者は、掘削箇所及び工事用機器の設置箇所等危険を伴う箇所には、十分な夜間照明を施さなければならない。

29. 地下埋設物・架空線について受注者は、事前に調査のうえ十分に把握し施工に支障なきよう監督員と協議のうえ対策を講じること。また、地下埋設物や架空線の保安上必要となる処置について当該管理者より指示があった場合は、受注者が責任をもって、その対策を講じなければならない。

30. 建設業退職金共済制度について受注者は、同制度に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付し消印すること。受注者は、発注者用掛金収納書を業務委託契約締結後 1 箇月以内及び業務

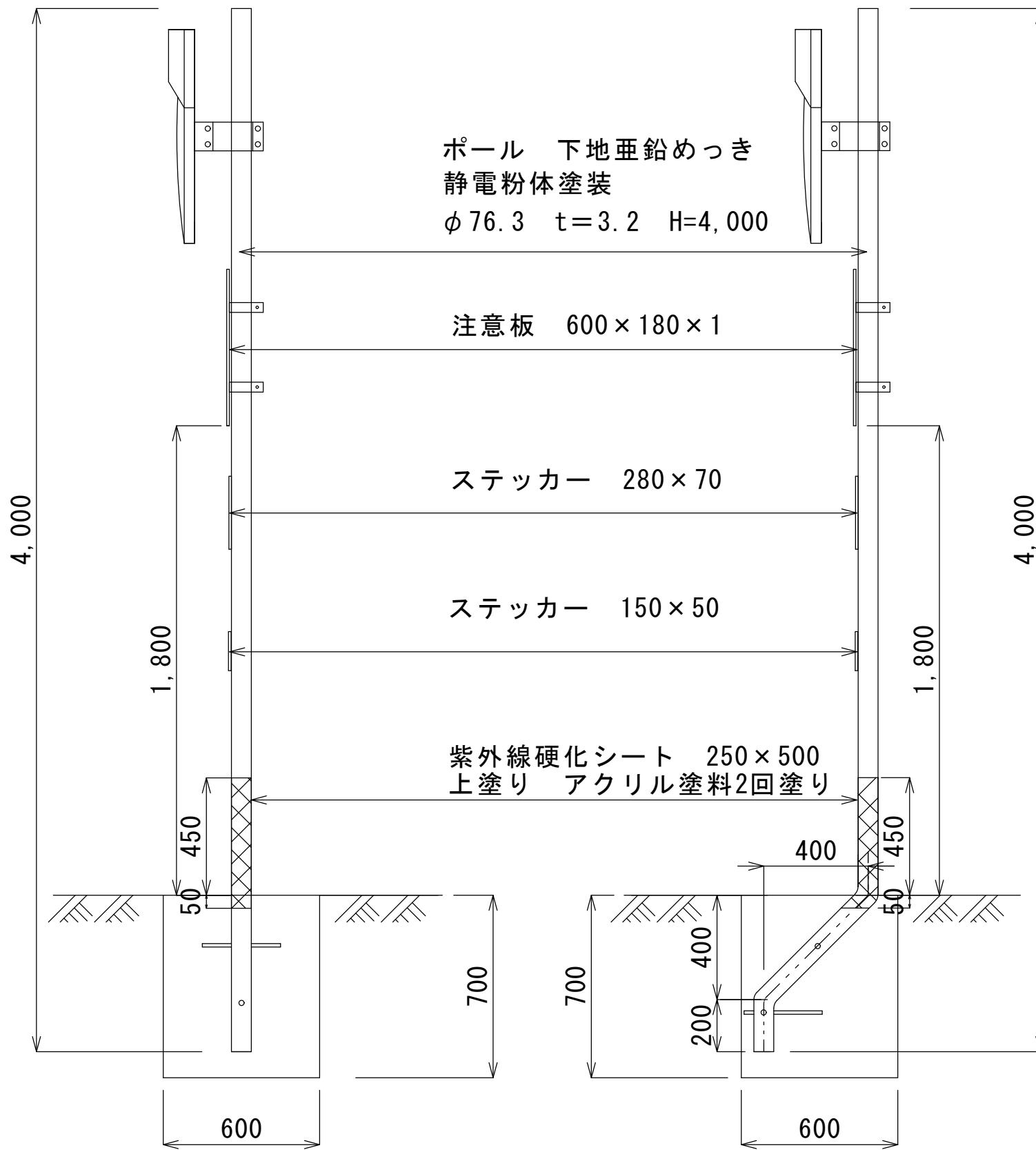
完成時に監督員に提出すること。

3 1. 「環境方針」及び「環境管理に配慮した施工について」受託者は、記載事項を確認の上、配慮事項を遵守すること。また、「環境配慮確認書」を業務委託担当課長あてに提出しなければならない。

構 造 図 (1) S=1 : 20

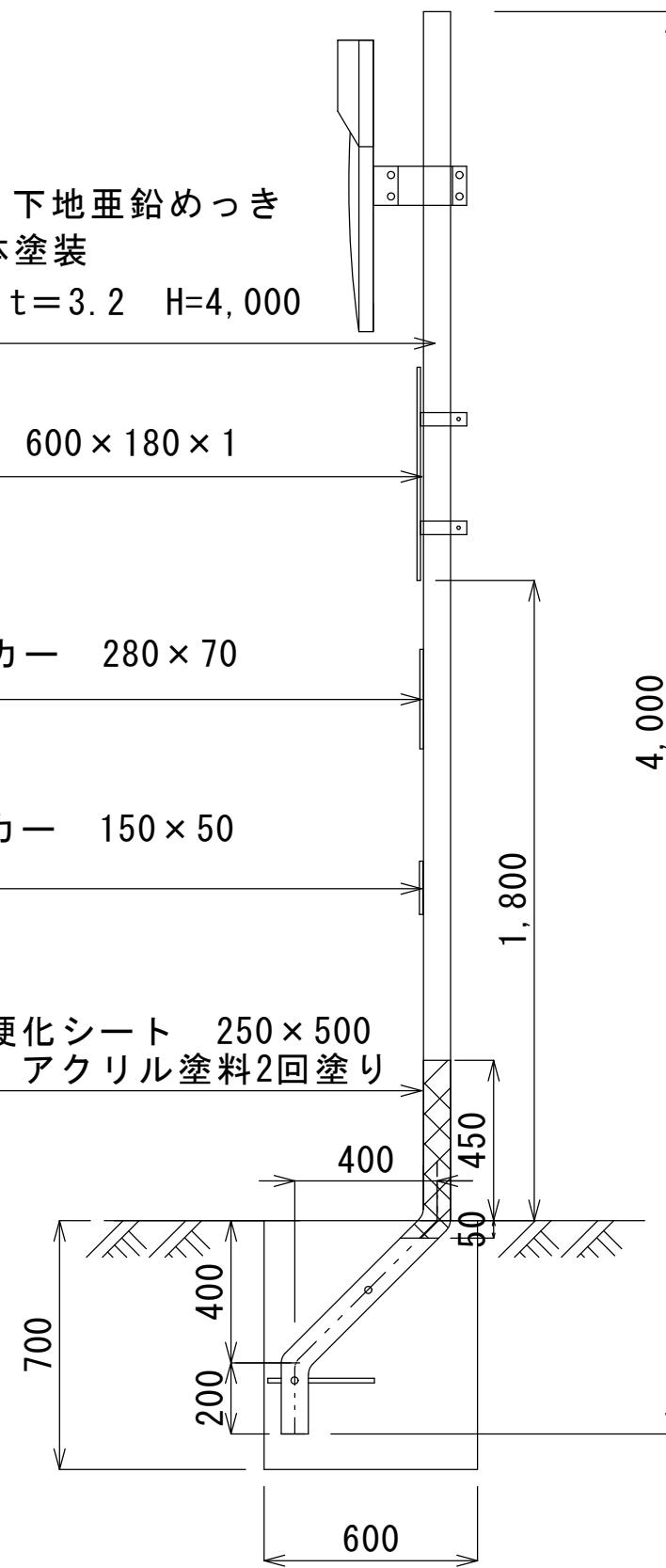
直柱

側面図

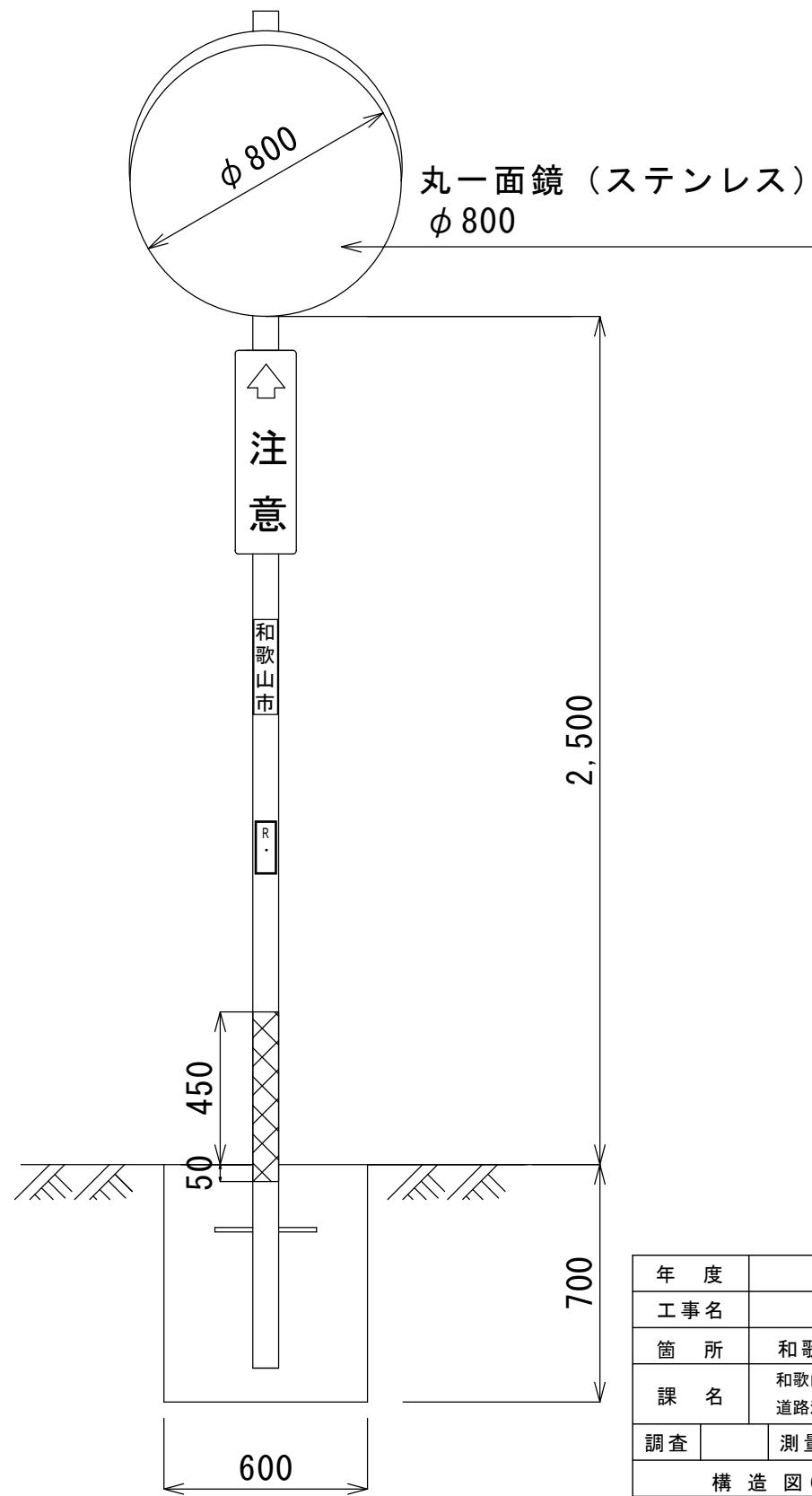


曲柱

側面図



正面図

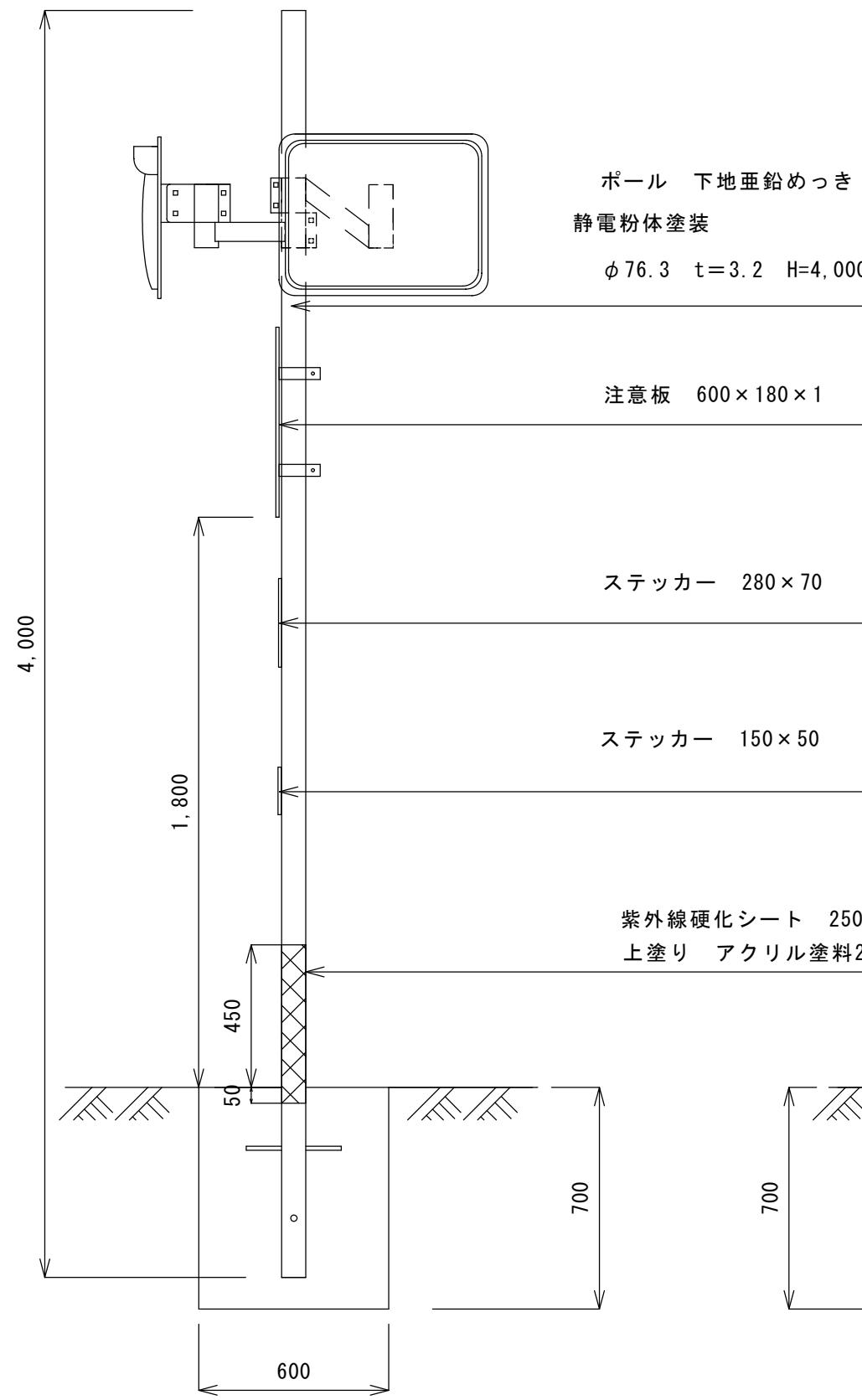


年 度	令和8年度			
工事名	道路反射鏡補修委託業務			
箇 所	和歌山市市内一円			
課 名	和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路管理課			
調査	測量	設計	製図	
構 造 図(1)				図面番号
縮 尺 S=1:20				1 / 5

構造図(2) S=1:20

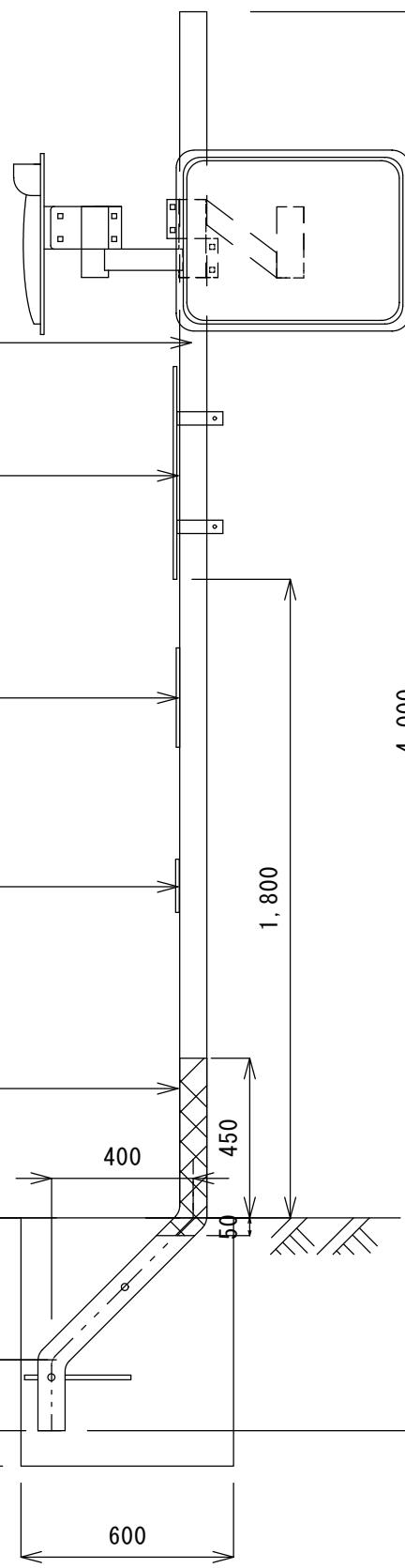
直柱

側面図

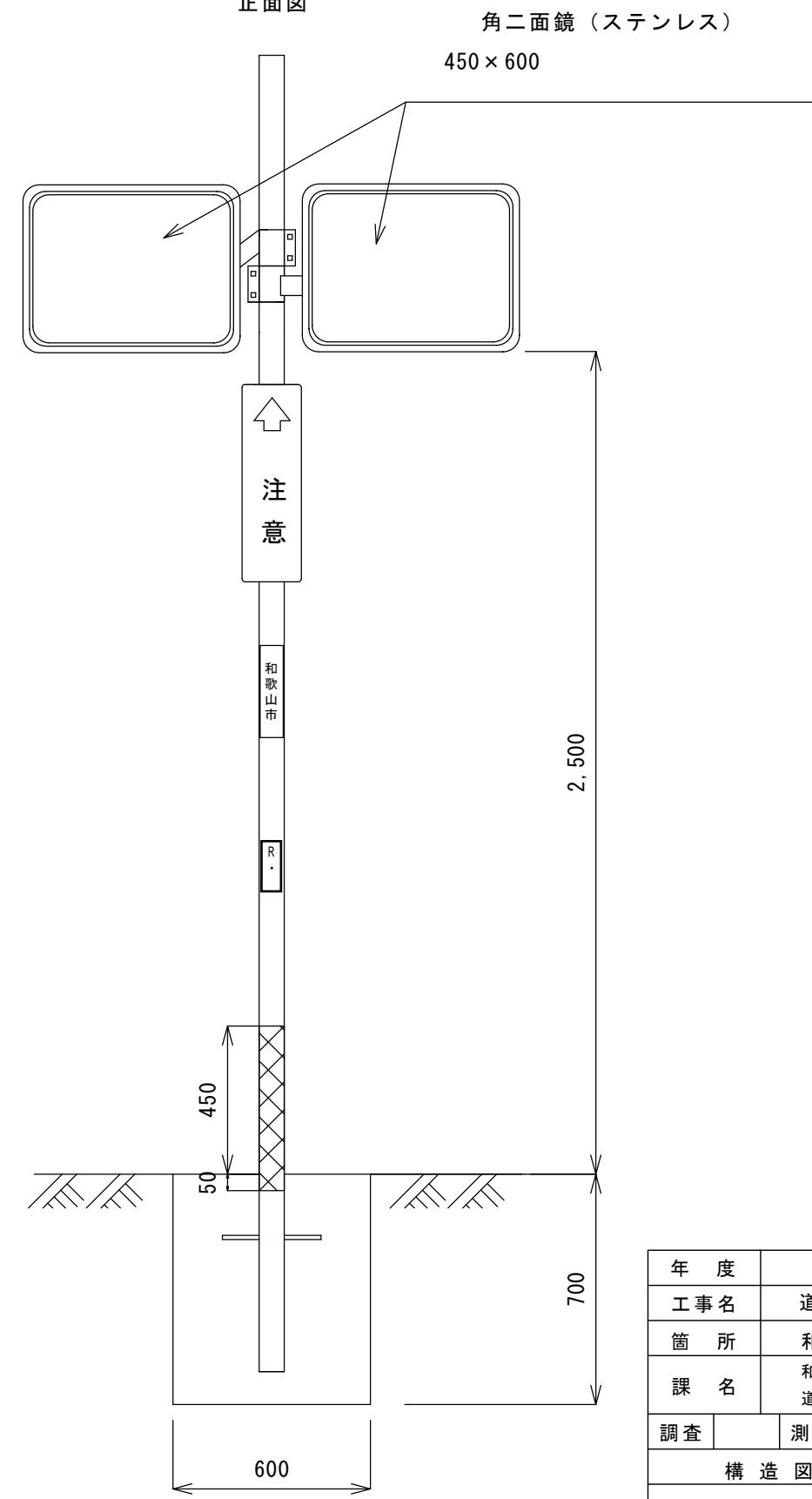


曲柱

側面図



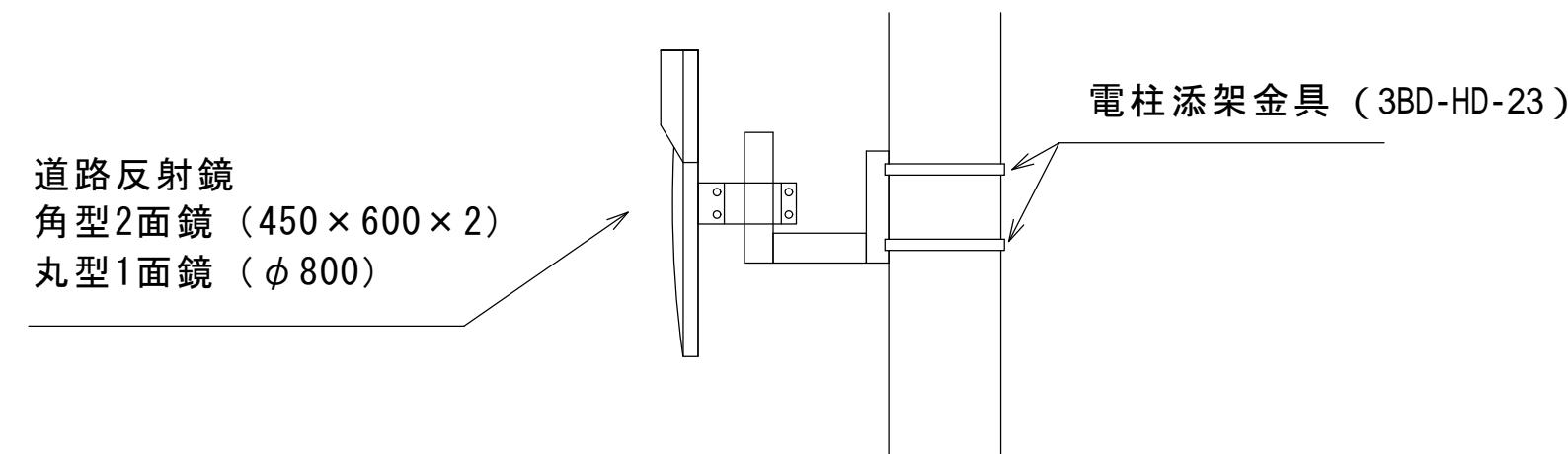
正面図



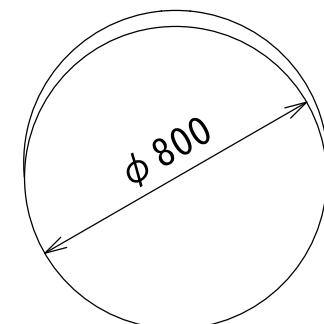
年 度	令和8年度			
工事名	道路反射鏡補修委託業務			
箇 所	和歌山市市内一円			
課 名	和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路管理課			
調査	測量	設計	製図	
構造図(2)				図面番号
縮尺 S=1:20				2 / 5

構 造 図 (3) S=1 : 20

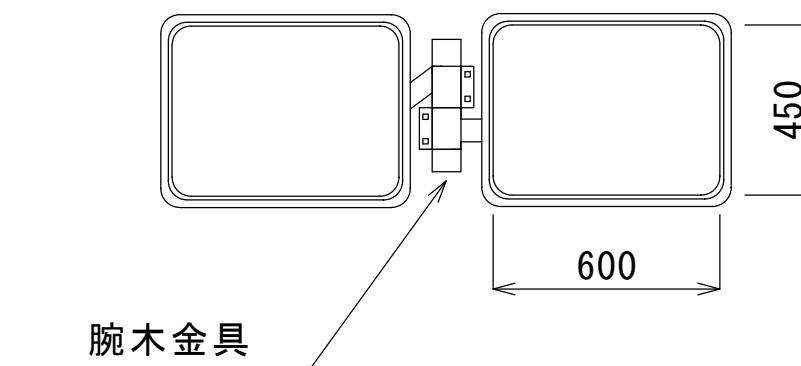
(電柱添架式)



丸型1面鏡 (φ800 ステンレス)



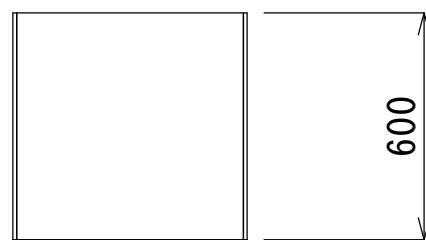
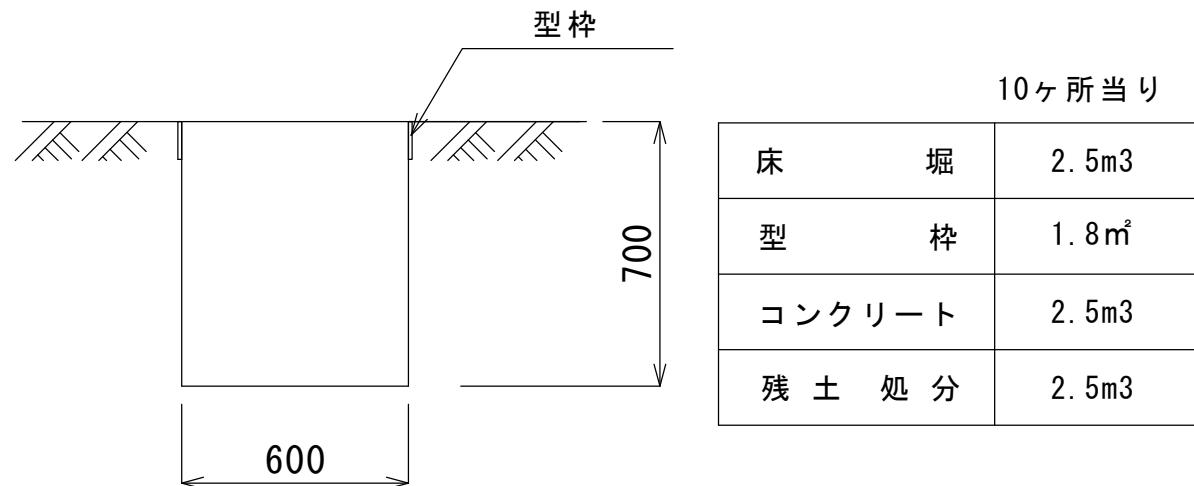
角型2面鏡 (450×600×2 ステンレス)



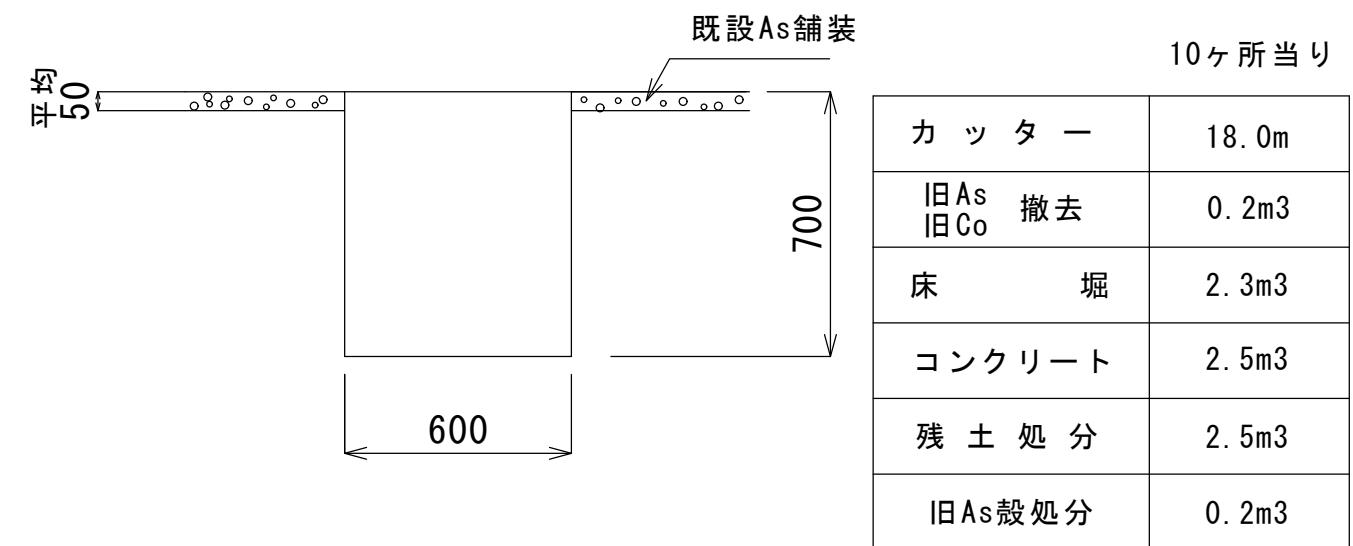
年 度	令和8年度		
工事名	道路反射鏡補修委託業務		
箇 所	和歌山市市内一円		
課 名	和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路管理課		
調査	測量	設計	製図
構 造 図 (3)	図面 番号		3 5
縮 尺 S=1:20			

構 造 図 (4) S=1 : 20

基礎工 (A)

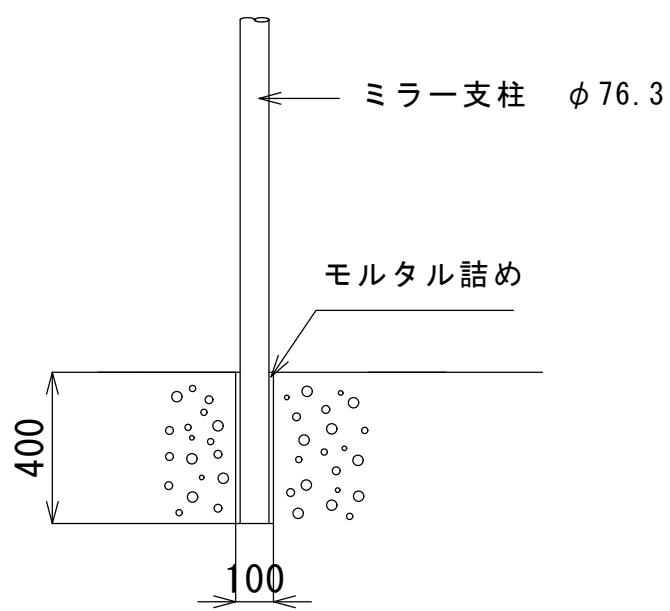


基礎工 (B)

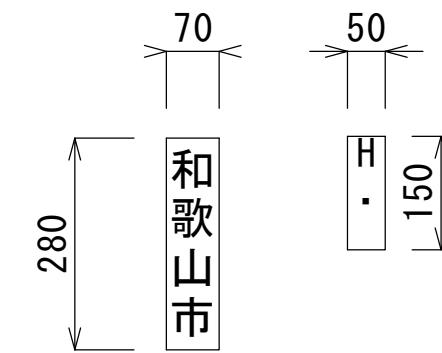


基礎工 (削孔)

削孔径 $\phi 100$ H=400

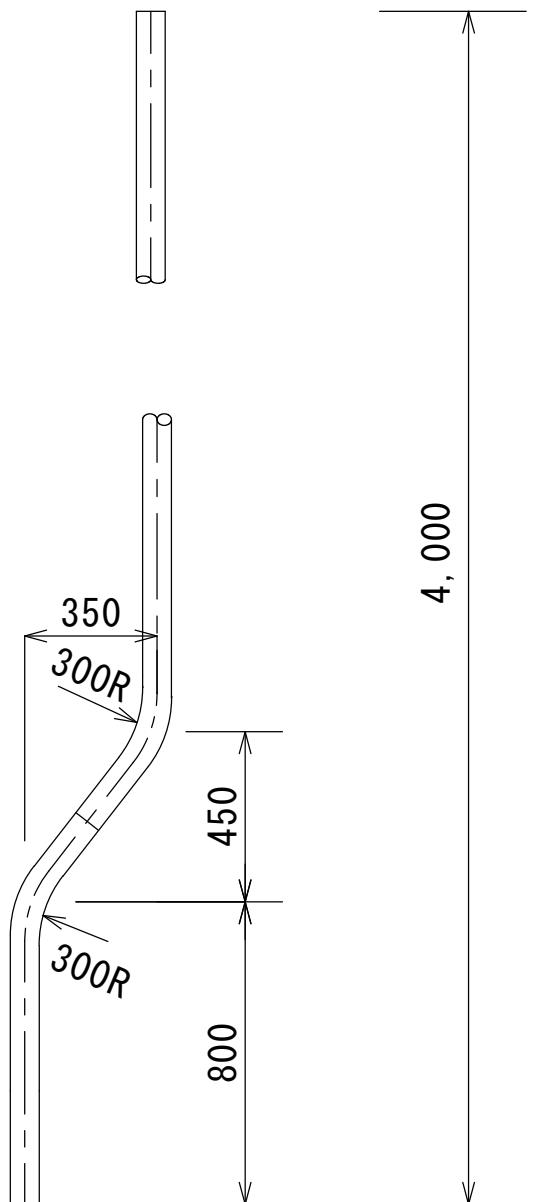


ステッカー



年 度	令和8年度		
工事名	道路反射鏡補修委託業務		
箇 所	和歌山市市内一円		
課 名	和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路管理課		
調査	測量	設計	製図
構 造 図 (4)			
縮 尺 S=1:20		図面 番号	4 5

構 造 図 (5) S=1 : 20



$\phi 76.3 \times 3.2 \times 4,000$

標準適応鏡面

$\phi 600W$

$\phi 800S$

$\square 450 \times 600W$

$\square 500 \times 600W$

$\square 600 \times 800S$

年 度	令和8年度			
工事名	道路反射鏡補修委託業務			
箇 所	和歌山市市内一円			
課 名	和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路管理課			
調査	測量	設計		製図
構 造 図 (5)				図面
縮 尺 S=1:20				番 号 5/5

見積書

(消費税及び地方消費税を含まない)

種別	単位	予定数量	見積単価	見積金額
(A) 丸型1面鏡のみ取替 φ800, ステンレス	箇所	13	円	円
(B)-1 丸型1面鏡と直柱取替 コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(B)-2 丸型1面鏡と直柱取替 削孔基礎	箇所	5	円	円
(C)-1 丸型1面鏡と曲柱取替 コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(C)-2 丸型1面鏡と曲柱取替 削孔基礎	箇所	5	円	円
(D) 角型2面鏡の内1面のみ取替 450×600, ステンレス	箇所	5	円	円
(E) 角型2面鏡のみ取替 450×600, ステンレス	箇所	13	円	円
(F)-1 角型2面鏡の内1面と直柱取替 コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(F)-2 角型2面鏡の内1面と直柱取替 削孔基礎	箇所	1	円	円
(G)-1 角型2面鏡の内1面と曲柱取替 コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(G)-2 角型2面鏡の内1面と曲柱取替 削孔基礎	箇所	1	円	円
(H)-1 角型2面鏡と直柱取替 コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(H)-2 角型2面鏡と直柱取替 削孔基礎	箇所	5	円	円
(I)-1 角型2面鏡と曲柱取替 コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(I)-2 角型2面鏡と曲柱取替 削孔基礎	箇所	3	円	円
(J)-1 直柱のみ取替 (既設丸型1面鏡) コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(J)-2 直柱のみ取替 (既設丸型1面鏡) 削孔基礎	箇所	3	円	円
(K)-1 曲柱のみ取替 (既設丸型1面鏡) コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(K)-2 曲柱のみ取替 (既設丸型1面鏡) 削孔基礎	箇所	1	円	円
(L)-1 直柱のみ取替 (既設角型2面鏡) コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(L)-2 直柱のみ取替 (既設角型2面鏡) 削孔基礎	箇所	3	円	円
(M)-1 曲柱のみ取替 (既設角型2面鏡) コンクリート基礎	箇所	1	円	円
(M)-2 曲柱のみ取替 (既設角型2面鏡) 削孔基礎	箇所	3	円	円

種別	単位	予定数量	見積単価	見積金額
(N)-1 丸型1面鏡と直柱取替 ガードレール金具取付	箇所	1	円	円
(N)-2 丸型1面鏡と曲柱取替 ガードレール金具取付	箇所	1	円	円
(O)-1 角型2面鏡と直柱取替 ガードレール金具取付	箇所	1	円	円
(O)-2 角型2面鏡と曲柱取替 ガードレール金具取付	箇所	1	円	円
(P)-1 丸型1面鏡と添架金具取替	箇所	4	円	円
(P)-2 角型2面鏡と添架金具取替	箇所	3	円	円
(P)-3 角型2面鏡の内1面と添架 金具取替	箇所	1	円	円
(P)-4 添架金具取替 (既設丸1面鏡)	箇所	5	円	円
(P)-5 添架金具取替 (既設角2面鏡)	箇所	5	円	円
(Q) 方向修整	箇所	185	円	円
(R) 腕木のみ取替及び追加	箇所	15	円	円
(S) 腕木	箇所	15	円	円
(T) ミラー撤去(鏡面・支柱・基礎等一式) (撤去跡処理, 処分費含む)	箇所	15	円	円
(U)-1 丸型1面鏡のみ取替 φ1,000, ステンレス	箇所	1	円	円
(U)-2 丸型1面鏡と直柱取替 コンクリート基礎 (φ1000・ステンレス)	箇所	1	円	円
(U)-3 丸型1面鏡と直柱取替 削孔基礎 (φ1000・ステンレス)	箇所	1	円	円
(U)-4 丸型1面鏡と曲柱取替 コンクリート基礎 (φ1000・ステンレス)	箇所	1	円	円
(U)-5 丸型1面鏡と曲柱取替 削孔基礎 (φ1000・ステンレス)	箇所	1	円	円
(V)-1 基礎支柱固定	箇所	5	円	円
(V)-2 既設1面鏡 添架(移設)手間	箇所	5	円	円
(V)-3 既設2面鏡 添架(移設)手間	箇所	5	円	円
(W) 注意板取替	箇所	15	円	円
合計 (税抜)				円

※予定数量は実際の作業量とは異なることがある。

令和 年 月 日

住所

称号または名称

代表者氏名

業務委託契約書

和歌山市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、道路反射鏡補修委託業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は道路反射鏡補修委託業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 受注者は、別冊の仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の契約単価は、別表の通りとする。ただし、1箇月合計金額に円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第7条 受注者は業務の管理を行う現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は本市職員から現場説明・指示を受け、主任技術者及び現場作業員に指示するものとする。

3 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者受注者協議して定める。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項

において同じ。) は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(受注者の履行不能)

第11条 受注者は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、発注者に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第12条 受注者は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を発注者に通知し、確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 受注者は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、発注者に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第15条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第9条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(受注者の解除請求権)

第16条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、契約の解除を請求することができる。

(1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5(契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(契約不適合責任)

第18条 発注者は、第12条の規定による確認の日から1年間、受注者に対して契約不適合による補修を請求することができる。

2 発注者は、前項の契約不適合による補修に替え、損害賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第19条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは受注者に追徴する。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第20条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(秘密の保持等)

第21条 受注者は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、

受注者の氏名及び住所並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第23条 受注者は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 発注者は、受注者が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（補 則）

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて双方協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

発注者 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

受注者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。